

算 定 基 準

【保勤施設等の場合（第3条第2項の表（1）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (イ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (ウ) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成18年3月1日社福第2231号本職通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る県費補助</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び施設監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

	<p>金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成18年3月1日付け社福第2233号本職通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算出された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設</p>	
介護用リフト等特殊付帯工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化設備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-2

算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合（第3条第2項の表（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設当たり基準単価（障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計（以下、「総定員」という。）に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。）を基準額とする。</p> <p>(イ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-3又は別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-3又は別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設備監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表1-3

算 定 基 準

【売春防止法に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 心理療去室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 保育室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 学習室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>カ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成17年10月5日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

	スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表4-2に定める基準額を加算する。	
特殊付帯工事費	別表4-2に定める基準額とする。	特殊付帯工事費に必要な工事費または工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-4

算 定 基 準

【売春防止法に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）】

耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表4-3に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計・監督料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-5

算 定 基 準

【売春防止法に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）】

（別表1-3及び別表1-4に掲げる整備以外の事業）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認められた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費 （既存施設）	別表4-4に掲げる1㎡当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	知事が必要と認められた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費
防犯対策強化に係る整備	知事が必要と認められた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表1-6

算 定 基 準

(別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表1-4、別表1-5及び別表5に掲げる整備以外の事業)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認められた額とする。 ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	知事が必要と認められた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	知事が必要と認められた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

別表2-1

定員1人当たりの補助基準単価

単位：(円)

施 設 の 種 類			補助基準額
救護施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,200,000
	初度整備加算		95,000
	個室設備加算	都市部	454,000
標準		433,000	
更生施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,200,000
	初度整備加算		95,000
	個室整備加算	都市部	454,000
標準		433,000	
授産施設	都市部	2,800,000	
	標準	2,670,000	
	初度設備加算		95,000
宿所提供施設	都市部	2,230,000	
	標準	2,130,000	
	初度整備加算		95,000
社会事業授産施設	都市部	2,800,000	
	標準	2,670,000	
	初度整備加算		95,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

定員1人当たりの補助基準単価

単位: (円)

施 設 の 種 類		補助基準額
救護施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000
更生施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

単位：(円)

施 設 の 種 類			補助基準額
救護施設	本体	都市部	7,230,000
		標準	6,890,000
		初度整備加算	105,000
	個室整備加算	都市部	505,000
		標準	481,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

単位：(円)

施 設 の 種 類		補助基準額
救護施設	都市部	9,890,000
	標準	9,420,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増単価増加算後の単価であること。
- 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-1

1事業（1施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支 援 就労継続支 援	本体 （日中活動部分）	利用定員 20人 以下	都市部	60,000,000
			標準	57,100,000
		21人 ～40人	都市部	120,800,000
			標準	115,100,000
		41人 ～60人	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
		61人 ～80人	都市部	283,500,000
			標準	270,000,000
		81人 ～100人	都市部	365,400,000
			標準	348,000,000
		101人 ～120人	都市部	446,100,000
			標準	424,900,000
		121人以上	都市部	528,000,000
			標準	502,900,000
	施設入所支援整 備加算及び本体 （宿泊型自立訓 練）	利用定員 20人 以下	都市部	48,300,000
			標準	46,000,000
		21人 ～40人	都市部	97,500,000
			標準	92,900,000
		41人 ～60人	都市部	163,100,000
			標準	155,400,000
		61人 ～80人	都市部	229,800,000
			標準	218,900,000
		81人 ～100人	都市部	295,200,000
			標準	281,200,000
101人 ～120人		都市部	361,800,000	
		標準	344,700,000	
121人以上		都市部	427,500,000	
		標準	407,200,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	46,200,000		
	標準	44,100,000		
大規模生産設備等整備加算	都市部	152,300,000		
	標準	145,100,000		

	短期入所整備加算		都市部	12,600,000	
			標準	12,000,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,600,000	
			標準	13,900,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	10,300,000	
			標準	9,900,000	
	居宅介護整備加算		都市部	6,940,000	
			標準	6,610,000	
	避難スペース整備加算		都市部	40,200,000	
			標準	38,300,000	
	療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	109,100,000
				標準	103,900,000
21人 ~40人			都市部	219,200,000	
			標準	208,800,000	
41人 ~60人			都市部	365,200,000	
			標準	347,900,000	
61人 ~80人			都市部	514,100,000	
			標準	489,600,000	
81人 ~100人			都市部	661,500,000	
			標準	630,000,000	
101人 ~120人			都市部	808,800,000	
			標準	770,300,000	
121人 以上			都市部	956,200,000	
			標準	910,700,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	46,200,000	
			標準	44,100,000	
大規模生産設備等整備加算			都市部	152,300,000	
			標準	145,100,000	
短期入所整備加算			都市部	12,600,000	
			標準	12,000,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	14,600,000	
			標準	13,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	10,300,000	
			標準	9,900,000	
居宅介護整備加算			都市部	6,940,000	

			標準	6,610,000	
	避難スペース整備加算		都市部	40,200,000	
			標準	38,300,000	
共同生活援助	創設	定員4人 ~ 10人	都市部	28,500,000	
			標準	27,100,000	
		短期入所整備加算		都市部	12,600,000
				標準	12,000,000
	エレベーター等設置整備加算		都市部	2,250,000	
			標準	2,150,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	10,300,000	
			標準	9,900,000	
	居宅介護整備加算		都市部	6,940,000	
			標準	6,610,000	
避難スペース整備加算		都市部	40,200,000		
		標準	38,300,000		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）			都市部	30,000,000	
			標準	28,600,000	
短期入所（短期入所のみでの整備の場合）			都市部	15,200,000	
			標準	14,500,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみでの整備の場合）			都市部	10,300,000	
			標準	9,900,000	
居宅介護（居宅介護のみでの整備の場合）			都市部	6,940,000	
			標準	6,610,000	
避難スペース整備（避難スペースのみでの整備の場合）			都市部	40,200,000	
			標準	38,300,000	
補装具製作施設			都市部	15,200,000	
			標準	14,500,000	
盲導犬訓練施設			都市部	188,800,000	
			標準	179,900,000	
点字図書館			都市部	51,800,000	
			標準	49,400,000	
聴覚障害者情報提供施設			都市部	69,900,000	
			標準	66,600,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみ）の整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	160,600,000	
			標準	153,000,000	
		41人 ~60人	都市部	267,800,000	
			標準	255,000,000	
		61人 ~80人	都市部	376,200,000	
			標準	358,300,000	
		81人 ~100人	都市部	484,800,000	
			標準	461,700,000	
		101人 ~120人	都市部	592,200,000	
			標準	564,000,000	
		121人以上	都市部	700,500,000	
			標準	667,200,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	129,600,000
				標準	123,400,000
	41人 ~60人		都市部	216,500,000	
			標準	206,200,000	
	61人 ~80人		都市部	304,700,000	
			標準	290,200,000	
	81人 ~100人		都市部	391,600,000	
			標準	373,000,000	
	101人 ~120人		都市部	480,200,000	
			標準	457,400,000	
	121人以上		都市部	567,000,000	
			標準	540,000,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	61,400,000			
	標準	58,500,000			
短期入所整備加算	都市部	13,800,000			
	標準	13,200,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,200,000			
	標準	18,300,000			

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表3-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	66,600,000
			標準	63,500,000
		21人 ~40人	都市部	134,200,000
			標準	127,900,000
		41人 ~60人	都市部	224,300,000
			標準	213,600,000
		61人 ~80人	都市部	315,000,000
			標準	300,000,000
	81人 ~100人	都市部	406,000,000	
		標準	386,600,000	
	101人 ~120人	都市部	495,700,000	
		標準	472,100,000	
	121人 以上	都市部	586,700,000	
		標準	558,800,000	
	施設入所支援整備 加算及び本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	53,600,000
			標準	51,100,000
21人 ~40人		都市部	108,300,000	
		標準	103,200,000	
41人 ~60人		都市部	181,200,000	
		標準	172,600,000	
61人 ~80人		都市部	255,300,000	
		標準	243,200,000	
81人 ~100人	都市部	328,000,000		
	標準	312,500,000		
101人 ~120人	都市部	402,000,000		
	標準	383,000,000		
121人 以上	都市部	475,000,000		
	標準	452,500,000		

就労・訓練事業等整備加算	都市部	51,400,000
	標準	49,000,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	169,200,000
	標準	161,200,000
短期入所整備加算	都市部	14,000,000
	標準	13,300,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,200,000
	標準	15,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,500,000
	標準	11,000,000
居宅介護整備加算	都市部	7,710,000
	標準	7,350,000
避難スペース整備加算	都市部	44,600,000
	標準	42,500,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増加単価の取扱いについて（平成18年3月1日付(社福第2234号)」により、都市部特別増加単価後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	178,500,000	
			標準	170,000,000	
		41人 ~60人	都市部	297,500,000	
			標準	283,400,000	
		61人 ~80人	都市部	418,000,000	
			標準	398,100,000	
		81人 ~100人	都市部	538,600,000	
			標準	513,000,000	
		101人 ~120人	都市部	658,000,000	
			標準	626,600,000	
		121人 以上	都市部	778,300,000	
			標準	741,300,000	
		施設入所支援整備 加算	利用定員 40人以下	都市部	144,000,000
				標準	137,100,000
	41人 ~60人		都市部	240,500,000	
			標準	229,100,000	
	61人 ~80人		都市部	338,500,000	
			標準	322,500,000	
	81人 ~100人		都市部	435,100,000	
			標準	414,500,000	
101人 ~120人	都市部		533,500,000		
	標準		508,200,000		
121人 以上	都市部		630,000,000		
	標準		600,000,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	68,200,000			
	標準	65,000,000			
短期入所整備加算	都市部	15,300,000			
	標準	14,600,000			

	発達障害者支援センター整備加算	都市部	21,300,000
		標準	20,300,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表4-1
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人保健施設	本体	1世帯当たり	7,281,000
	初度設備加算	1世帯当たり	92,000
	心理療去室整備加算	1施設当たり	28,703,000

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別表4-2
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人保健施設	地域交流スペース	1施設当たり	21,968,000
	初度設備加算	1施設当たり	1,194,000
	地域交流スペース (防災拠点型)	1施設当たり	29,285,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,123,000
	特殊付帯工事	1施設当たり	14,009,000

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別表4-3

補助基準単価

(耐震化整備事業)

(単位：円)

施設の種別		単位	補助基準額
婦人保健施設	本体	1世帯当たり	11,046,000

別表4-4

補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人保健施設	スプリンクラー設備工事 (既存施設) ※	1世帯当たり	11,000

※ 倉設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表5

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、知事が必要と認めた額とする。</p> <p>知事が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 知事が必要と認めた額</p> <p>ブロック 知事が必要と認めた額</p> <p>木造 知事が必要と認めた額</p>	<p>施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>